

参加意思確認公募手続実施理由書

工事名：一級河川 尻無川外 尻無川水門外水門遠隔自動操作設備工事

西大阪治水事務所が所管する西大阪地域の水門は、高潮及び津波時に閉鎖することで、府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、尻無川水門、安治川水門および木津川水門について、全国瞬時警報システム（いわゆる Jアラート）により津波情報を受信すると自動的に水門を閉鎖できる機能を付加するものであり、既に西大阪治水事務所を設置している全国瞬時警報システム受信装置等設備の改造（機能追加）等を実施するものである。

当該設備は、製作会社が独自に開発設計した通信制御技術、信号処理技術を採用し、機能・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

従って、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社が唯一施工可能な企業であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいなかを確認するため、参加意思確認公募手続をした。

また三菱電機株式会社 関西支社から徴取した見積が予定価格内であり、かつ参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

参加意思確認公募手続の結果、他に応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいなかったため、上記規定により同社と契約した。